

## 指定地域密着型通所介護・指定相当通所型サービス運営規程

### (事業の目的)

1. 株式会社なずなが開設する指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は通所介護員その他の従業者（以下「通所介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

2. 事業所は、要介護者、要支援者の個別のニーズ及び心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自主、自立（律）した日常生活を営むことができるよう、さらに社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他の必要な援助を行うことを運営の方針とします。また利用者の自立を支援し、生活の質の向上につながるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをすることにより、利用者の可能性を最大限引き出す支援を行います。  
また、住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしく暮らす為、高齢者権利擁護の施策、介護保険法、高齢者虐待防止法、認知症基本法等の施策・法令を推進・厳守できるよう体制整備を行い、共生社会の実現を目指します。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するようその目標設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施には、地域包括ケアを踏まえ関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、在宅生活に必要な総合的なサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、地域の社会資源として必要に応じ開放し、利用者と共に地域参加と交流を積極的に行い、地域での暮らしを大切にいたします。
- 5 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより従業環境が害されることを防止し、介護人材を安定的に確保し、介護職員が安心して働けることのできる職場環境・労働環境を整えるよう、介護現場におけるハラスメント対策・カスタマーハラスメントの防止、対策のための方針を明確し、措置を講じ、対応の体制を整えます。
- 6 利用者的高齢者虐待防止と権利擁護を推進し、虐待の防止のための指針を明確化し必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、サービス向上のつなげる様、施設長を責任者として人権擁護推進員の中心に外部研修や事業内の研修を計画的に実施する。
- 7 介護保険情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 前各項に定めるほか、「田辺市指定密着型サービスの基準等を定める条例（平成25年田辺市条例第35号）」、「田辺市介護予防・日常生活支援総合事業における相当通所型サービスの人員等に関する基準定める要綱」及び関係法令に定める内容を厳守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 デイサービスセンター むろの家
  - (2) 所在地 和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台59番49号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 1名以上（常勤職員 介護職職員と兼務）  
管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護〔指定相当通所型サービス〕の実地に関し、事業所の従業者に対し厳守すべき事項について具体的に示し、必要に応じ助言及び指示し従業者の心身の健康管理及び環境を整える。  
地域密着型通所型サービス計画〔指定相当通所型サービス計画〕の作成を行う。地域密着型通所型サービス計画〔指定相当通所型サービス計画〕の作成にあたっては、サービスの提供に関わる従業者が共同の上、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する従業者にとりまとめを

行わせるものとする。  
また、災害発生時は避難・感染予防等従業者のリーダーとなり“命を守る”ための的確な指示を出す。

- 2 生活相談員 2名以上（専従・介護職と兼務）  
生活相談員は、指定地域密着型通所介護及び指定相当通所型サービス等の利用申し込みに係る調整を行う。通所介護に基づき、利用者の心身の状況等の確に把握し、その利用者が安定した日常生活を営むことができるよう、適切な日々の生活と介護及び相談援助、サービス担当者会議に加えて地域ケア会議への出席等その他必要な業務にあたる。また、地域の町内会等と連携し利用者に必要な各種生活支援の業務にあたる。
- 3 看護職員 2名以上（機能訓練指導員と兼務）  
看護職員は利用者の心身状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理その他必要な業務にあたる。
- 4 介護職員 4名以上  
介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、送迎等その他必要な業務にあたる。
- 5 機能訓練指導員 2名以上（看護職と兼務）  
機能訓練指導員は、個別機能訓練計画書を作成し、日常生活を営むのに必要な機能の減退の防止と心身のバランスがとれるよう訓練を行う。
- 6 調理員 2名以上  
調理員は、利用者の昼食等の調理を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。1月1日から1月3日までを除く。  
但し、上記営業日以外緊急時や状況に応じ相談に応じる体制あり。
- (2) 営業時間は午前8時半から午後5時半までとする。  
但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制あり。時間延長あり。

（サービス提供時間及び利用定員）

第6条 指定地域密着型通所介護及び指定相当通所型サービスの利用定員は、15名とする。

- 2 サービス提供時間は、次のとおりとする。
  - (1) サービス提供時間 午前9時から午後5時
  - (2) 延長時間 朝8時から対応可 夜9時まで対応可

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 事業内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準・介護報酬の告示上の額とする。  
指定相当通所型サービス等を提供した場合の利用料の額は1田辺市の介護保険被保険者は田辺市が定める額とし、田辺市が定める額の範囲内において、利用者負担額の支払いを受けるものとする。2上富田町の介護保険被保険者は上富田町が定める額とし、上富田町が定める額の範囲内において、利用者負担額の支払いを受けるものとする。3白浜町の介護保険被保険者は白浜町が定める額とし、白浜町が定める額の範囲内において、利用者負担額の支払いを受けるものとする。  
4みなべ町の介護保険被保険者はみなべ町が定める額とし、みなべ町が定める額の範囲内において、利用者負担額の支払いを受けるものとする。  
法定代理受理以外の利用料については、各利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合によるものとする。

## 2 サービス内容

- (1) 生活指導、相談援助
  - ①利用者及びその家族の、日常生活における介護等に関する相談及び助言
  - ②日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談及び助言
  - ③その他快適な生活を行うに必要な相談及び助言
- (2) 健康チェック
  - ①血圧、体温、脈拍一般状態の観察
  - ②医療機関、ご家族との連携を蜜に図り、利用者の日頃の健康状態を把握し、利用者ひとりひとりの病状の悪化や事故防止に留意する。

- (3) 機能訓練
  - ①体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練、及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行なう。
  - ②運動機能向上を目的とした個別機能訓練（個別機能訓練サービス）の実施
  - ③家庭生活に必要な諸動作の自立や障害を受容しながら生活を楽しむ方法など、精神的な自立のためのサポートを行い、生活圏の拡大を図り、生活の質の向上をめざす。
  - ④指定地域密着型通所介護の要介護者は介護報酬にて、個機能訓練計画、地域密着型通所型サービス計画により、個別機能訓練加算Ⅰ、Ⅱが加算される。
- (4) 食事
  - ①利用者の嗜好や季節感を考慮した食事を提供する
  - ②利用者の身体状況や疾病に応じたメニュー及び食材の提供
  - ③その他必要な食事介助
  - ④食事代については自己負担1食600円とし、延長時間サービスにともなう夕食提供代金は600円もしくは実費徴収とする
- (5) 入浴
  - 家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスの提供
  - ①衣類着脱の介助
  - ②身体の清拭、整髪、洗身その他必要な入浴介助
  - ③介護報酬算定にて自己負担50円とする
- (6) 送迎
  - 送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。
  - ①利用者ひとりひとりの身体状況や健康状態に応じ、配車及び付き添い職員の添乗等対応する
  - ②利用者の安心安全確保の為、送迎マニュアルの見直し、車輛の定期点検を実施し運転者の健康保時を図る
  - ③指定地域密着型通所介護の要介護者は通院その他利用所の申し出により送迎しない場合は介護報酬算定の片道47単位減算とする
- (7) 若年性認知症受け入れあり
- (8) 延長サービス対応可
- 3 前項の他、日常生活において通常必要となる食事代500円、教養娯楽費、日用品費、及び介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを提供した場合その超えた部分に要する費用を徴収する。
- 4 利用者の選定により通常の事業の実施以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの交通費300円を徴収する。
- 5 前3項の利用料の支払いを受けた時は、利用料とその他の費用（個別の費用ごと区分）について記載した領収書を交付する
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 法定受理代理サービスに該当しない[指定地域密着型通所介護、〔指定相当通所型サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した[指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は田辺市、上富田町、白浜町、みなべ町とする。

- 2 指定相当通所型サービスは上富田町、田辺市（旧田辺市の区域に限る）白浜町、みなべ町（旧南部町の区域に限る）の区域とする

(サービス提供に当たる留意点)

第9条 通所介護員等は、送迎、施設での介護等、サービスの提供に当たっては、利用者の身体・生命の安全確保、生活環境の変化等に十分配慮のうえ実施するものとする。

- 2 看護職員は、機能回復訓練など全サービス提供にあたり、利用者の体調、健康状態等の必要事項について主治医もしくは協力医療機関と連携するとともに、利用者や本人から聴取し、確認したうえでサービスを提供するものとする。

- 3 入浴サービスの提供にあたっては、食事摂取後は1時間程度の経過を確認するとともに、入浴後は少なくとも30分以上は静養するなど適切なサービスを行う。
- 4 サービス提供に用いる浴槽、器具、その他用品の使用に際しては、サービスの提供ごとに消毒したものを使用し衛生と清潔に努めるとともに、常に設備用具等の点検を実施し、安全確認のうえサービスを提供する。
- 5 利用者の入浴や機能訓練時は職員が必ず立会い、また体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全を図る。

(指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターとの連携等)

第10条 指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービスの日常生活支援の提供にあたっては、利用者にかかる居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター（以下、「指定居宅介護支援事業者等」とする。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法、内容の変更希望があった場合、当該利用担当の指定居宅支援事業者等に連絡するとともに、連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定地域密着型通所介護〔指定相当通所型サービス〕の提供が困難と認められた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な処置を講じる。

(個別支援計画の作成等)

第11条 指定地域密着通所介護〔指定相当通所型サービス〕の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及び家族等介護者の状況を充分把握し、支援計画を作成します。

また居宅サービス計画・介護予防計画・介護予防ケアマネジメントの内容にそった地域密着通所型サービス計画・相当通所型サービス計画（以下「通所型サービス計画」という）を作成する。  
通所型サービス計画の作成は他の従業者と協力し管理者が作成する。

- 2 通所型サービス計画の作成・変更の際には、利用者又は代理人（家族等）に対し、当該計画書の内容を説明し、同意を得ます。
- 3 利用者に対し、通所型サービス計画及び個別支援計画に基づいて各種サービス提供するとともに、継続的なサービス管理、評価を行う。

(サービス提供の記録の記載)

第12条 職員は、指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス等を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービスについて利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を行い、記録はサービス提供を完了した日から5年間保存するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは緊急マニュアルに基づき、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業者は地震対策、火災風水害として町行政、町内会と連携のもとに迅速に適切に対応するための行動マニュアルと対応体制を確立する。特に、火災発生時等非常災害に対応するため消防計画のもと、消火、避難訓練等を実施するとともに器具の点検等を行い、初期消火、通報連絡、敏速な避難誘導等が行われるよう従業者を指導、訓練する。  
また、利用開始前に災害時の非難場所、連絡先を利用者及び家族に確認し基本情報等に記載しておく

- 2 災害対策推進委員を任命し、日々危機感を持ち利用者の人命と安全確保の為の研修訓練を定期的実施する
- 3 介護事業所における業務継続計画（災害BCP）を作成し、定期的に見直しを行い必要に応じ変更する。

(事故発生時における対応方法)

第15条 事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに、所要の

関係機関への報告・連絡を行い、関係市町村へ報告する。併せて、関係居宅介護支援事業者等へも連絡する。

(賠償責任)

第16条 事業所は、サービスの実施にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供について必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得、同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情、相談について)

第18条 利用者からの相談または苦情については常設の専用窓口と、担当者を設置し受け付ける。

- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順を定め速やかに、対応しサービスの質の向上につなげるものとする。

(人権擁護と虐待防止について)

第19条 事業所は利用者の尊厳を守り、早期発見に努め、虐待防止の指針を整備する。虐待を受けたと思われる場合は市町村に通報する。また、高齢者の権利擁護と虐待防止のため高齢者虐待防止法の規定に基づき、事業所内に虐待防止検討委員会を設置、「高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、各関係機関と連絡、連携の体制を整え虐待の防止と予防の適切な措置を講じる。

- 2 虐待の防止のための指針を明確化し虐待防止検討委員会の構成員により、年2回の定期的検討委員会を開催する。「虐待の防止のための指針」URL  
検討委員会は定期会議の他に、ご利用者の周りでの権利侵害や虐待と思われる事例、事業所の養護者による虐待事例があるときには、検討委員会にて会議を開催する。
- 3 権擁護推進員を任命し全職員の研修と啓発を行い周知徹底する
- 4 身体拘束はいたしません。利用者本人の心身安全、他の利用者の心身安全確保と緊急を要し他に代替の方法がなくやむを得ず実施をする場合においては、ご家族等に同意の上を実施する。
- 5 事業所内で虐待と思われる行為があった場合においては、重大な危険の有無にかかわらず管理者に報告又は市町村に通報し、検証、協議、対応策をとる

(衛生管理及び職員等の健康管理・感染予防等に関する事項)

第20条 適切な衛生管理及びまん延防止の為、衛生管理推進員を配置し、事業所で使用する備品は清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に充分留意するものとする。

- 2 従業者は感染症等に関する基礎知識の習得と安全及び衛生の向上を努め、健康管理については自己管理とともに、事業者は毎年定期的に健康診断を実施する。
- 3 事業所において感染症が発生し、又まん延しないようにするため、次の各号にあげる措置を講じるものとする。
  1. 感染予防及びまん延の防止のための対策推進員を中心に月1度の定例会議等で検討し、必要に応じ従業者又は利用者に報告、伝達する。
  2. 感染症の予防及びまん延の防止のため指針の整備と介護事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（BCP）を作成し、定期的に見直しを行い必要に応じ変更する。
  3. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第21条 指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービス、通所介護員等の資質向上

を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時より1ヶ月以内
  - (2) 継続事業所内研修 月1回
  - (3) 専門的知識と技術習得と共に豊かな人づくりとしての外部研修を随時受講する。
- 2 サービス提供にあたっては、通所介護計画に基づき機能訓練等、日常生活を営むうえで必要な援助を実施するとともに、介護技術の進歩に対応した適切なサービスを行う。
  - 3 従業者は、利用者又は家族に対し懇切丁寧を旨とし、連絡帳により一日の身体状況経過、次回利用日などを記録、報告するとともに、家族からの情報等双方の連絡を密にする。
  - 4 従業者は利用者に対し、尊厳と畏敬の念を持ちサービス提供にあたる。そのために日々自己研鑽すると共に、接遇マナーの向上に努める。  
この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社なずなど事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(地域交流と運営推進会議)

第22条 指定地域密着型通所介護は、その運営にあたっては、町内、地域住民との交流に努め開かれたサービス提供の場とサービスの質を確保を図る目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という）を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受け、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定地域密着型通所介護は、前項の報告、評価、要望、助言についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

(附則)

この規程は、平成24年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成24年	6月	1日から施行する。
この規程は、平成24年	12月	1日から施行する。
この規程は、平成25年	6月	1日から施行する。
この規程は、平成26年	6月	1日から施行する。
この規程は、平成27年	5月	1日から施行する。
この規程は、平成27年	8月	1日から施行する。
この規程は、平成28年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成28年	10月	1日から施行する。
この規程は、平成28年	12月	1日から施行する。
この規程は、平成29年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成29年	5月	15日から施行する。
この規程は、平成29年	6月	1日から施行する。
この規程は、平成29年	8月	1日から施行する。
この規程は、平成30年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成30年	9月	17日から施行する。
この規程は、平成31年	4月	1日から施行する。
この規程は、令和01年	9月	1日から施行する。
この規程は、令和02年	9月	1日から施行する。
この規程は、令和03年	2月	21日から施行する。
この規程は、令和03年	10月	1日から施行する。
この規程は、令和06年	4月	1日から施行する。
この規程は、令和07年	4月	1日から施行する。